

令和 9 年度予算編成方針

はじめに

わが国の経済は、本年 8 月の月例経済報告によると、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

こうした中、政府は、本年 7 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2026」の中で、「令和 9 年度予算編成に向けた考え方」として、「デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。」としている。

その後、7 月に閣議了解した「令和 9 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。補正予算依存から脱却。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。」としている。

1 本市の財政状況と今後の見通し

本市の令和 7 年度決算において、経常収支比率は 92.9%となり、前年度と比較して 0.6 ポイント低下したものの高止まりしており、財政構造は依然として硬直化した状況が続いている。

財政の健全化判断比率については、これまで一定の改善が図られてきたが、今後は数値の悪化も予測されることから、市債発行額を可能な限り抑制するなど、引き続き将来負担の軽減に取り組む必要がある。

(令和 7 年度実質公債費比率 4.5%、将来負担比率 なし)

令和 9 年度の歳入については、景気が緩やかに回復していくことが見込まれることから、市税収入は今年度当初予算を上回る見通しである。また、株価、利率及び物価の上昇により、地方譲与税及び交付金についても今年度当初予算を上回る見通しである。地方交付税については、国の予算編成状況等を踏まえ、増額を見込んでいる。繰入金については、大規模事業や公共施設等総合管理基金積立金の財源として発行した合併特例債の償還などに多額の公債費を要する見込みであることなどから、減債基金等を活用して財源を確保する。

歳出については、子ども・子育て支援や高齢化の進展などによる社会保障費、老朽化する公共施設等の維持管理費や長寿命化対策費、市民の利便性向上及び行政の効率化に資するデジタル化の推進などに多額の財源が必要である。さらに、賃上げや昨今の物価上昇による影響等についても見込む必要がある。

以上のことから、歳入について一定の確保が見込まれるものの、それを上回る行政需要への対応が必要となることから、今後も財政調整基金の取崩しによる当初予算編成を行う状況が続くものと見込まれる。

○ 短期財政見通し

今後の制度改正や財政負担等の未確定な部分はあるものの、現時点で想定できる範囲において令和9年度の財政見通しを行ったところ、約30億円の財源不足が生じる見込みとなり、令和8年度に引き続き厳しい財政見通しとなっている。

(単位：百万円)

区 分		令和8年度 (当初予算)	令和9年度 (見通し)	増減額
歳入	市税	19,539	19,472	▲ 67
	地方譲与税、交付金	8,166	8,331	165
	地方交付税	18,590	18,908	318
	繰入金（財政調整基金とりくずし金）	2,461	0	▲ 2,461
	繰入金（減債基金とりくずし金）	682	840	158
	繰入金（退職手当基金とりくずし金）	318	0	▲ 318
	その他	249	249	0
	計（A）	50,005	47,800	▲ 2,205
歳出	人件費	11,555	10,648	▲ 907
	公債費（一時借入金利子含）	6,390	6,564	174
	扶助費、物件費、負担金・補助金等	23,284	24,091	807
	繰出金	3,559	3,266	▲ 293
	投資政策的経費	4,899	5,592	693
	積立金（退職手当基金）	0	302	302
	積立金（森林環境整備基金）	221	221	0
	その他（支弁人件費含）	97	98	1
	計（B）	50,005	50,782	777
要調整額（A）－（B）		0	▲ 2,982	▲ 2,982

- ・ 両年度とも一般財源ベースによる。
- ・ 地方交付税は、令和8年度交付決定ベースで推計
- ・ 投資政策的経費は、まちづくり実施計画などによる。
- ・ 本来、減債基金及び退職手当基金は特定財源であるが、公債費及び人件費の金額を明らかにするために歳入欄に掲載している。

2 予算編成の基本方針

このような状況を踏まえ、本市を取り巻く財政環境は今後も厳しい状況が続くことが見込まれるが、将来世代に過度の負担を残すことのない、持続可能な財政運営に全市一丸となって真摯に取り組まなければならない。

その一方で、少子高齢化やインフラの老朽化等、多様化・複雑化する行政課題への対応が求められている。こうした課題に対応するため、市民や企業等のニーズを的確に捉え、市民生活の安心・安全や活力ある地域社会の実現につながる施策を推進していく必要がある。

こうした中、本市においては、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする「第3次岩国市総合計画」を策定し、本市の将来像として「ともに歩み、ともに創り、ともに輝く、交流とにぎわいのまち岩国」を掲げ、7つの基本目標の実現に向けたまちづくりを推進することとしている。

また、「行政経営改革プラン」においても、「市民の満足度の向上と持続可能な行政経営の実現」を基本理念に掲げ、「選択と集中」による市民ニーズの高いサービスへの重点化や、財源の確保による財政基盤の強化に取り組むこととしている。

さらに、「第3次岩国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）として「未来へつながる交流都市岩国～若い世代が暮らし、活躍できるまち～」を掲げ、人口減少の抑制と地域活力の向上に向けて、本市がこれまで取り組んできた地方創生をより一層推進することとしている。

こうしたことを踏まえ、予算編成に当たっては、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「財政計画」に基づき、本市の財政運営の基本方針である「将来負担の軽減」を堅持し、歳入の確保や歳出の合理化を推進しつつ、総合計画及び総合戦略に沿ったまちづくりの施策に基づく事業を着実に実施することとするので、以下に留意の上、予算要求をすること。

○ 投資政策的経費は、総合計画の7つの基本目標である

- 市民一人一人がいきいきと暮らせるまち
- 創意工夫に満ちた活力あふれる産業と観光のまち
- 地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち
- 誰もが安心して安全に暮らせるまち
- 豊かな心を育む教育文化のまち
- 多様性を尊重し、支えあいと協働で暮らしを支え、育むまち
- 時代や市民ニーズに合った行政経営に取り組むまち

に資する事業を中心に、重要度、緊急度、事業効果及び将来的な維持管理コスト等を

勘案し、より優先順位が高い「まちづくり実施計画」に登載される事業のみを要求すること。

なお、こうした事業のうち特に、D Xの推進による市民サービスの向上や業務改善、所管施設の計画的な保全や集約・複合化、脱炭素社会の実現に資する事業及び将来効果が発揮されることを見据えた施策や先駆的な取組については、各担当において積極果敢に取り組むこと。

- 厳しい財政状況が見込まれる中、限られた財源を最大限有効に活用する必要があり、そのため、事業の必要性や緊急性、費用対効果を十分に検証し、真に必要な施策には重点的に財源を配分する一方で、優先順位の低い事業については見直しを行うなど、メリハリをつけた予算要求を行うこと。

また、新たな事業に取り組む場合には、既存事業の見直しや財源の確保についても併せて検討すること。

- 近年全国において、豪雨災害や大規模地震をはじめとする自然災害が頻発し、中には激甚化するものも見られることから、市民の生命及び財産を守るため、防災・減災に資する取組を推進する必要がある。公共施設やインフラの計画的な維持・更新だけでなく、防災機能の強化、地域防災力の向上を図る取組について、その必要性や緊急性を十分に踏まえながら、着実に推進すること。

- 新年度においても、今年度と同様に、従前の経常経費に、投資政策的経費のうち別表1及び別表2（財政課への直接要求分）を加えた経費に係る一般財源を配分するので、配分した一般財源の範囲内で予算要求すること。要求額に係る一般財源が配分額に収まった後に要求を受け付けるので、この点に留意すること。

なお、歳出要求に当たっては、事業実施の必要性、妥当性及び有効性を再検証し、徹底した事務事業の合理化、効率化及び簡素化により歳出の抑制を図ること。限られた財源のもとで、効果的・効率的な事務を執行するためには、あらゆる面で不断の見直しが不可欠である。事業の費用対効果や代替措置の可能性なども含めた様々な視点から、事業の存廃・統合を含めた抜本的な見直しに努めること。

また、歳入要求に当たっては、実績に基づいたものとし、過大に見積もることのないようにすること。

- 補助金・負担金については、常態化・既得権化しているものが多く見受けられるため、事業効果、公益性、及び積算根拠等を十分に検証し、適正化を図ること。

特に継続的な補助金については、各団体の収支状況を十分検証し、繰越金が過大となっている場合には「岩国市補助金見直し基準」に基づき減額や一時休止などを行うこと。

原則として、補助金・負担金の増額は認めない。

- 市債は、将来負担の軽減を堅持する観点から、発行額を可能な限り抑制する方針である。市債要求を行う場合においても、根拠となる各種計画等の状況を確認しながら、財政的に有利なものを選択するとともに、後年度の公債費負担についても十分検証した上で要求すること。

- 特別会計においても、市債残高の増加につながらないように努めるとともに、一般会計が負担する基準外繰出金からの脱却を図り、独立採算の原則に基づいた健全な運営を目指すこと。

3 その他留意事項

- 令和7年度決算の状況や令和8年度予算の執行状況を十分に分析し、適切な実施期間を確保し、賃金上昇や物価高騰の影響を織り込んだ上で、要求漏れや不足額、不用額が生じることのないよう、正確に通年経費を見積もること。

- 事業の実施に当たっては、適切な進捗管理を行い、次年度に繰り越すことのないよう計画的な執行に努めること。また、事業効果の検証を行い、必要に応じて改善を図るなど、効果的な実施に努めること。

- 国から公共工事の施工時期の平準化について要請を受けていることを踏まえ、公共工事発注の所管課においては、債務負担行為を活用した工事発注を行うなど、平準化に向けた取組を進めること。

- 発注に当たっては、市内事業者の受注機会の確保に努めること。

- 各所属においては、本方針の趣旨を十分に踏まえ、部局内で十分な調整を行った上で予算要求を行うこと。